

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成22年5月21日)

項 目	ページ
1 鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者募集要項等(案)の概要について 【生産振興課】-----	1
2 とっとり花回廊とキューケンホフ公園との姉妹公園締結について 【生産振興課】-----	5
3 二十世紀梨の実止まり状況について 【生産振興課】-----	6
4 口蹄疫に係る本県の対応について 【畜産課】-----	8
5 とっとり井手・ため池保全活動支援事業の審査結果について 【農地・水保全課】-----	9
6 県有林におけるオフセット・クレジット(J-CER)の認証取得について 【森林・林業総室】-----	10
7 松くい虫防除に係る空中散布について 【森林・林業総室】-----	11
8 第31回全国豊かな海づくり大会第2回実行委員会について 【全国豊かな海づくり大会推進課】-----	12
9 太平洋クロマグロ資源の管理について 【水産課】-----	13
10 湖山池におけるフナ的大量斃死について 【水産課】-----	14

農 林 水 産 部

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者募集要項等(案)の概要について

平成22年5月21日
生産振興課

鳥取県立とっとり花回廊の指定管理者の更新に当たり、4月の常任委員会等のご意見を踏まえ、次のとおり募集要項及び委託業務仕様書の案を検討している。

なお、募集要項等については、鳥取県農林水産部指定管理候補者選定・審査委員会（以下、「選定委員会」という。）での意見を踏まえ最終決定する。

I 募集及び選定等の日程（予定案）

選定委員会の設置 平成22年 6月上旬
募集の期間 平成22年 6月24日（木）から 8月 9日（月）まで
現地説明会 平成22年 7月 1日（木）
面接審査 平成22年 8月20日（金）（候補者の決定）
指定管理者設置の議案を9月議会へ提出
指定管理者の指定 平成22年10月下旬（議会の議決後）

II 常任委員会からの意見の募集要項等への反映について

- 1 県内花き園芸の振興に資する取組について
計画書の提出と審査項目に追加・・・対応箇所 **1**
- 2 指定管理者の募集資格要件について・・・対応箇所 **2**
県内業者への配慮
- 3 現在の指定管理者が雇用している職員の継続雇用について
計画書の提出と審査項目に追加・・・対応箇所 **3**
- 4 障がい者の雇用への配慮について
計画書の提出と審査項目に追加・・・対応箇所 **4**

III 募集要項（案）の骨子

1 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ とっとり花回廊の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 交流・学習に関する業務
他施設・他団体との交流、学習・普及啓発活動、地元自治体・地域との連携
- エ その他とっとり花回廊の管理運営に必要な業務
来園者の受付及び案内、利用者へのサービス提供

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

ア 基本方針

とっとり花回廊の設置目的を踏まえ、メインフラワーをユリとする花と緑があふれる「日本最高レベルのフラワーショーガーデン」にふさわしい施設設備の維持管理及び利用者へのサービス提供に努め、本県の観光拠点施設としてとっとり花回廊の利用促進を図ること。

また、県内産花きの優先調達及びPRを通じて、県内花き園芸の振興に資すること。

1

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う業務の内容の詳細については、鳥取県立とっとり花回廊管理委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）によること。
- イ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、業務委託、物品調達、修繕等において、積極的に県内業者への発注に努めること。
- ウ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

2 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日

3 委託料及び利用料金等の取扱い等

(1) 委託料

指定期間中の委託料の総額は、1,436,050千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(2) 利用料金等の取扱い

とっとり花回廊の利用に係る料金収入は、指定管理者が自らの収入とする。

なお、協定に定める委託料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補填しない。

4 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に○印の付いた者が負うものとする。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
	施設等に係る修繕（1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品	○	
	その他の備品		○
火災保険の加入		○	
委託業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○

5 応募資格等

(1) 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。 2

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する選定委員会を設置し、指定管理候補者を選定

<選定委員会委員>

学識経験者、税理士、観光業関係者、花関係者、地域代表、農林水産部長

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。

(下記審査項目に基づき、計画書の提出を受け審査する)

選定基準	審査項目
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・サービス向上策、利用促進策等 ・観光拠点施設としての取組 ○管理の基準 ・開園時間、休園日、利用料金等の設定 ・交流・学習活動への取組 ・個人情報保護、情報の公開 ○植栽の企画、展示、管理の水準 ・植栽計画、管理計画 ・ <u>県内花き園芸の振興の取組</u> ① ○施設設備の維持及び運営管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積り内容 ○県の委託料額の多寡
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○ <u>現在の施設職員の継続雇用に関する方針</u> ③ ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 ④ 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等

(3) 指定管理候補者の決定及び公表

審査委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

7 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、鳥取県議会において議決された後行う。

(2) 留意事項

ア 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、委託業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

③

イ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、男女共同参画の推進、環境への配慮等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

④

IV 委託業務仕様書（案）の骨子

1 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（園長）を1名配置すること。
- (3) 業務の区分（施設管理業務、運営管理業務、植栽管理業務等）ごとに総合的に把握し、調整する業務責任者を配置すること。
- (4) 業務の内容に応じて、必要な知識、技能及び経験を有する者を配置すること。
なお、次の者については、常時配置を義務付けるものとし、事業計画書に当該者を明示し、その資格、経歴を記載すること。
ア 施設管理業務を担当し、必要な資格（危険物取扱者乙種第4類以上、水道技術管理者、防火管理者）を有する者。
イ 植栽管理業務を担当し、園芸に関する知識を有する者。

2 再委託

- (1) 業務を一括して第三者に委託することはできないこと。ただし、個々の業務について、以下の事項を遵守した上で専門の業者に委託することができること。
ア 再委託する各業務について、業務内容を熟知した担当責任職員（監督職員）を定め、委託業者の指導監督及び県等との連絡調整に当たらせること。
イ 植栽のデザイン・企画については、再委託を認めない。ただし、公募案の中から、専門知識を有する職員あるいは外部委員等を加えた委員会等で審査し、採用することは可能である。
ウ 植栽の展示・管理を再委託する場合、専門知識を有した必要十分な員数の職員を作業現場に配置し、直接指揮監督すること。
- (2) 障がい者福祉の観点から、小規模作業所等へ除草、清掃等を内容とする軽作業業務を再委託すること。 4

3 植栽のデザイン企画、展示

- (1) 業務の対象は、各展示館、庭園、花壇の他、プランター、ハンギングバスケットなどによる展示、芝生、自然林等を含み、バックヤードを除いた園敷地内全域とする。
- (2) 次の事項に留意しつつ、指定管理者の自由な発想のもとに植栽をデザイン企画した上で、計画に沿った展示を行うこと。
ア メインフラワーはユリとし、通年展示を行うこと。
イ 「日本最高レベルのフラワーショーガーデン」にふさわしいものであること。
ウ 年間を通じて園全体に常に花と緑があふれる空間を創造すること。
エ 自然や周辺の景観との調和に配慮し、自生種、自然林及び希少植物の保全に努めること。
オ 利用者に優しい展示の工夫をすること。
（例示）木陰のベンチに腰掛けながら、花壇を眺められる。
カ 現行の各展示館、庭園等のコンセプト（位置づけ）そのものの変更も可能であること。その場合、植栽の移動など必要となる経費は、指定管理者の負担とする。
- (3) 県内で生産された花きの優先調達に努めるとともに、県内産であることを掲示するなどしてPRすること。 1
- (4) 花壇について
園内で使用する花壇苗は、購入金額の概ね95パーセント以上を県内産とすること。 1

4 地元自治体・地域との連携

多くの利用者の信頼、満足を得るためには、まずは足元の地域に愛される園運営に努めることが重要であることから、地域社会の一員であることを十分認識した上で、地元自治体・地域との連絡調整を図るとともに、地域振興に資する活動等に積極的に取り組むこと。

とっとり花回廊とキューケンホフ公園との姉妹公園締結について

平成22年5月21日
生産振興課

とっとり花回廊とオランダ王国のキューケンホフ公園とは、平成7年から相互の職員の交流、両園にそれぞれの公園のコーナーの設置など、友好交流を育んできた。

平成20年の日蘭通商400周年、キューケンホフ公園開園60周年、また平成21年の花回廊開園10周年を契機とし、両園の末永い交流と発展のため、姉妹公園締結を行う運びとなった。

世界的に有名なキューケンホフ公園が、姉妹公園締結を結ぶのは世界で初めてである。花回廊は、その他には、兵庫県立淡路夢舞台公苑温室及び高知県立牧野植物園と三園交流の提携に関する覚書を締結している。

1 姉妹公園締結の日程（予定）

- (1) 日程 : 平成22年6月23日
- (2) 場所 : とっとり花回廊
- (3) 来県者 : ヤンセン理事長、デフリーズ園長、他役員3名

2 交流の経過

- 平成7年 花回廊建設に向けての調査と交流協議を開始
平成11年 技術研修による職員の交流開始
平成12年 花回廊にキューケンホフコーナー開設
キューケンホフ公園に花回廊コーナー開設
平成13年以降の主な交流
・ 職員の技術研修の実施
・ 両園相互の訪問
・ 開園記念イベント等への参加

3 キューケンホフ公園の概要

- (1) 場所 オランダリッセ市
- (2) 開園 1949年（昭和24年）
- (3) 面積 32ha
- (4) 内容
 - 栽培農家が自慢のチューリップを伯爵夫人の庭に持ち寄って展示したのが、キューケンホフ公園の始まり。
（「キューケン」とは「台所」、「ホフ」とは「庭」という意味）
 - チューリップを中心としたさまざまな庭園が設けられており、その美しさに惹かれて多くのリピーターがある。
 - 春2ヶ月間だけ開園し、年間約85万人（平成21年）の観光客が訪れる。6割程度が外国人で占められ、日本人も約4万人が訪れる。

4 キューケンホフ公園の花回廊コーナーの概要

- (1) 目的 交流の象徴として、互いに展示コーナーを設けるもの
- (2) 開設日 平成12年8月3日
- (3) 設置場所 キューケンホフ公園内風車横
- (4) 面積 3,000㎡
- (5) 事業費 37,486千円
- (6) 内容
 - ・ 林内に日本を感じさせる花・樹木・東屋を設置し、里山の花景色を作る。
 - ・ 日本を感じさせる音楽を流す。
 - ・ 設置後の維持管理はキューケンホフ公園が行う。

5 花回廊のキューケンホフコーナーの概要

- (1) 目的 交流の象徴として、互いに展示コーナーを設けるもの
- (2) 開設日 平成12年4月8日
- (3) 設置場所 花回廊内花の谷下流部
- (4) 面積 約2,000㎡
- (5) 内容
 - ・ キューケンホフ公園のデザインによるコーナー。
 - ・ 59種約44,000球（平成21年）の球根で春開花。球根はキューケンホフ公園より贈られたものを使用。（無償提供）
 - ・ 管理は花回廊にて行う。春以外の時期の植栽は花回廊にて実施。

二十世紀梨の実止まり状況について

平成22年5月21日
生産振興課

梨の交配時期（特に4月中旬）の低温により、梨の実止まりが不良となっている。
着果量の詳細については6月上旬の小袋の被袋数報告を待たなければならないが、県内各普及所からの聞き取り状況をまとめると昨年より2割程度の減少が見込まれる。

1 交配の状況

- (1) 県内の平均交配日 4月14日（前年：4月12日 平年：4月16日）
- (2) 早場地帯：4月8～10日に交配作業を実施。
中間地帯：4月11～12日に降雨があり、14～15日が交配作業の中心となったが、低温で経過。
遅場地帯：4月17～18日に交配作業を実施。佐治等の最も遅い地域では24～25日にかけて交配を行った。

2 各普及所からの聞き取りのまとめ

各農業改良普及所からの報告により県内全体でおよそ2割の被袋数の減少が見込まれる。
（詳細については、「5 各普及所からの聞き取り状況」参照）

3 農業団体及び県の今後の対応

- (1) 農業団体と県が協力した指導体制により、農業改良普及所を通じて、着果管理の技術指導を行うとともに、着果量の落ち込みが大きい果樹園については、施肥管理を含めた全体の栽培管理指導を徹底する。
- (2) 販売対策について、全農とつとりを中心に今後検討。
- (3) 農業共済組合が戸別の被害状況を調査中であり、減収に応じた共済金の支払が年末（12月25日頃）に行われる見込み。
- (4) 今後の資金需要については、果樹等経営安定資金（無利子、3年償還）や農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）による対応を検討。

4 春先の低温によるその他農作物への影響

(1) 柿の霜害について

県全体の被害状況としては、被害を受けているものの収穫量の減少までには至らない柿園が大半で、県下の柿全体では1割程度の被害と予想される。

なお、河原地区、郡家地区では、甚大な被害を受けている柿園もある。

(2) 水稻苗の霜害について

鳥取市河原地区、伯耆町の育苗センター等で、葉の黄化や白化の被害がみられたが、追肥、葉先の刈取り、灌水管理等の対応によりほぼ回復し、農家への苗供給に大きな支障は出ていない。

(3) すいか、メロンの生育遅れと交配不良

低温日照不足により生育は7日程度遅れている。すいかの交配は4月20日頃から始まったが、全般に花粉が少なく、交配不良と変形果の発生が見られる。収量への影響は今のところ明らかではない。

5 各普及所からの梨の聞き取り状況

普及所	被袋数見込	具体的状況
鳥取	1～2割減	<p>○4/9、10日に交配した地域（旧鳥取市、福部町の里部） 実止まりは良くはないが、被袋数は何とか確保できそう</p> <p>○4/13～17に交配した地域（旧鳥取市、福部町の山間部、河原町の里部、青谷町など） 被袋数は1～2割減少。4割～5割以上の減少を見込んでいる園も一部あり。赤梨（豊水）では実止まりが非常に不良の園も一部あり</p> <p>○4/23～27に交配した地域（佐治町等）は、まだはっきりしない</p>
八頭	3～4割減	<p>○4/10に交配した園では被袋数は確保可能</p> <p>○4/14、15に交配した園は実止まりが良くない</p> <p>○4/17以降に実施した奥部は平年並みの実止まり</p> <p>○いなば新水園の赤梨（豊水）については平年の3割程度の実止まり（交配作業を実施していない農家分も含む）</p> <p>○八東地域の実止まりがあまり良くない</p>
倉吉	2割減	<p>○4/9、10に交配した地域は、品質低下を含むが、被袋数は確保できる見込み（東郷地域の約50%程度、倉吉地域の約1%程度）</p> <p>○4/14に交配した地域（管内全面積の半分程度）では、実止まりが極めて不良。被袋数2～8割程度（平均で6～7割）</p> <p>○4/17～19に交配した地域は、品質低下を含むが、被袋数はやや減か、確保できる見込み（旧関金町野田の上、湯梨浜町波関園）</p>
東伯	2～3割減	<p>○実止まりは良くない。空房も見られる</p> <p>○地域的には海側の、交配が早い地域の実止まりが良くない</p> <p>○併せて霜害もあるので果実品質も期待できない</p> <p>○琴浦町のモデル園は、実止まりを確実に確保するために「おきゴールド」に受粉作業を行ったところ、例年よりも十分な着果量を確保できる見通し</p>
大山	2割減	<p>○4/14～16に交配した果樹園（全体の3割程度）は、実止まり良くない。中でも特に被害が心配されるのは1割程度</p> <p>○奥部の上中山地域では4/17～19に満開となり交配をした。天候に恵まれ実止まり良好</p>
米子	2割減	<p>○4/13～15に交配した地区では実止まりが良くない</p> <p>○現在の実止まりは、地域差が大きく、平年以下～4割減程度</p> <p>○また、米子市別所・上安曇地域では、霜害及び霰害により幼果に軽度のアザ等が発生している</p> <p>○ 会見地域の一部の園では、3～4割の減収が見込まれる</p>

口蹄疫に係る本県の対応について

平成22年5月21日
畜 産 課

宮崎県で口蹄疫の発生が続いていることから、県内全ての農場に対する緊急一斉消毒等を実施するなど、県内への口蹄疫の侵入防止を図っている。

1 県内の偶蹄類を飼養する全農場の状況（異常の有無の確認）

- (1) 宮崎県との間で家畜の移入・移出のあった農家(12戸)・・・異常なし
(なお、現在は移入・移出はしていない。)
- (2) 県内の偶蹄類(牛、豚、山羊、めん羊)の全飼養農場(698戸)調査・・・異常なし

2 県内の偶蹄類を飼養する全農場の緊急一斉消毒

- (1) 方 法：県が告示(5月11日付告示)し、知事命令により実施
県の家畜伝染病予防法事業予算の中から県が消毒薬(炭酸ソーダ)を購入し、全戸配付(対象698戸)
- (2) 時 期：5月14日から約1ヵ月間に亘り、全農場の家畜飼養施設に出入りする者の作業靴及び車両消毒を実施

なお、4月30日に鳥取県家畜伝染病対策協議会(農業団体、市町村、県等で構成)を開催し、口蹄疫の防疫対応について話し合い、「生産者、JA等団体、市町村、県」それぞれの役割を確認し、防疫対策を実施しているところ。

3 対策本部の設置等

- ・鳥取県家畜伝染病防疫対策本部を4月30日に設置(本部長：県農林水産部長)
※ 県内に発生した場合は、鳥取県口蹄疫防疫対策本部に移行(本部長：知事)
- ・庁内連絡会議の開催
関係課の情報共有と初動対応を確認するため5月20日に開催

4 空港、港湾の防疫対策

海外便が到着する空港、港湾における防疫対策については、次のとおり実施されていることを農林水産省動物検疫所に確認済み。

米子空港 韓国便で入国する全乗客の靴底消毒を実施

境 港 DBSクルーズで入国する全乗客についても空港同様に実施

5 宮崎県への鳥取県職員(獣医師等)の応援派遣 6名(3名派遣済、来週以降3名)

(1) 派遣状況

5/6～5/7 [1名]、5/12～5/18 [1名]、5/17～5/23 [1名]
5/24～5/28 [1名]、5/29～6/2 [2名]

(派遣元所属：倉吉家畜保健衛生所、西部家畜保健衛生所、東部総合事務所農林局、畜産課)

(2) 業務内容：殺処分等の防疫業務、疑い農場の病性鑑定 及び作業補助等

6 宮崎県内の発生状況(5月18日現在)

こゆ つの かわみなみ たかなべ しんとみ
児湯郡 都農町、川南町、高鍋町、新富町及びえびの市の5市町で発生。
(126戸、114,177頭)

7 その他

報道機関への情報提供の際には、畜産物への風評被害防止についての協力をお願いしています。

とっとり井手・ため池保全活動支援事業の審査結果について

平成22年5月21日
農地・水保全課

1 事業内容

(1) 事業目的

中山間地域において、農業を続けるために必要な農業用水路やため池、農道などの施設管理が年々困難となっている状況から、地域住民やNPO等の創意工夫や協働による施設の保全活動を通じて、農業の継続や後継者の確保、農業への理解を深める取組等を公募し、審査の上実施に向けた支援を行う。

(2) 募集内容

- ・活用推進交付金（補助率1/2（上限30万円／地区））
用水路・ため池など、施設の保全や農業の継続につながる活動等を支援
- ・モデル支援交付金（補助率10/10（上限100万円／地区））
地域住民や企業・団体等が連携した、他地域のモデルとなる保全活動を支援

(3) 応募状況

募集期間 第1次 4月26日（月）から5月12日（水）
応募数 3件

2 審査

(1) 審査委員（3名）

- ・鳥取環境大学 教授 三野 徹
- ・鳥取県地域づくりセンター 所長 福田 京子
- ・鳥根県中山間地域研究センター 研究企画監 藤山 浩

(2) 審査方法

- 審査委員が、各団体から事業計画内容について説明を受け、主に以下の観点から審査
- ・実現可能性、継続性、アイデア、熱意、実施体制等

3 審査結果

区分	応募団体名	事業計画概要
活用推進交付金	湖東大浜土地改良区 (鳥取市)	○農家と留学生、小学生や周辺住民による、砂丘地での農業体験を通じた、農業への理解や灌漑施設の役割について啓発する交流活動。 ・砂丘地農業の紹介 ・畑地かんがい施設の説明 ・甘藷の植付～収穫体験
モデル支援交付金	猪子集落と(株)LASSIC (鳥取市)	○猪子集落と都市企業との農作業交流を通じた、農地や水路等の保全体制づくり ・猪子：農作業体験の企画・指導、交流会等 ・LASSIC：研修生確保・派遣、農作物買取
	狩屋原 de 百笑 一起保存会 (日南町)	○限界集落と集落出身者を含む都市住民グループ、森林組合による、農地や水路等の保全活動や営農活動を通じた新たな営農体制づくり ・狩屋原集落：協働活動の企画・指導 ・集落出身者：都市住民からの参加者募集、保全活動支援、米の販路開拓

4 今後の予定

第2次募集 5月13日（木）から6月11日（金）（公募中）
第3次募集 6月14日（月）から7月16日（金）

県有林におけるオフセット・クレジット(J-V E R)の認証取得について

平成22年5月21日

森林・林業総室

1 趣 旨

県では、森林によるCO₂吸収を活用したカーボン・オフセットを推進するため、モデル的に県有林のCO₂吸収についてJ-V E R認証を申請していましたが、今回環境省オフセット・クレジット(J-V E R)認証運営委員会で都道府県初として認証されました。

今後は、カーボン・オフセットを実施する企業等にJ-V E Rを販売していく計画です。

2 認 証 機 関

オフセット・クレジット(J-V E R)認証運営委員会

3 プロジェクト概要

- (1) プロジェクト名 鳥取県県有林J-V E Rプロジェクト
- (2) 内 容 県有林のCO₂吸収量をカーボン・オフセットに取り組む企業等へ販売し、その資金で森林整備を進める。
- (2) J-V E R 対象森林 板井原県有林(日野郡日野町地内)のうち、平成19年度～24年度における間伐実施森林(間伐面積:約110ha)

4 今回の認証取得量 621トンCO₂

【J-V E R認証取得量(見込み)】

CO ₂ 吸収時期(平成)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計
J-V E R(トンCO ₂)	242	379	439	692	785	2,537

621トンCO₂

5 認 証 年 月 日 平成22年4月28日(水)

(参考)

カーボン・オフセット:企業等が、自主的に他者の吸収・削減活動に資金協力等を行い、削減できない二酸化炭素(CO₂)排出量を埋め合わせること。

J-V E R:オフセット・クレジット(J-V E R)制度(環境省が平成20年度に創設)により認証されたCO₂の削減・吸収量。企業等のカーボン・オフセットに使用される。森林のCO₂吸収量も認証の対象。

松くい虫防除に係る空中散布について

平成22年5月21日

森林・林業総室

- 1 平成22年度は、一般競争入札により、9市町で空中散布が実施される予定
- 2 県は、引き続き伐倒駆除による防除を実施するとともに、空中散布を実施する市町に対する必要な支援や県民への情報提供等を行う。

○実施市町への支援

- ・ヘリコプターのダイヤ調整など広域的な連絡調整
- ・有機農家、養蜂所在地などの情報提供
- ・実施マニュアルの提供など適正な実施指導

○県民への情報提供

- ・県民への広報・周知

【概要】

1 実施予定時期(*天候により変更あり)

第1回目 5月31日(月)～6月10日(木)

第2回目 6月21日(月)～7月1日(木)

2 実施予定市町及び面積

(単位:ha)

区 分	県	市・町		計	備 考
	実施面積	実施数	実施面積		
平成22年度(A)	0	9	1,469	1,469	2市、7町
平成21年度(B)	0	9	1,487	1,487	2市、7町
差引増減(A-B)	—	—	△ 18	△ 18	

<平成22年度実施予定市町>

「東部地区」 鳥取市(47ha)、岩美町(86ha)

「中部地区」 三朝町(217ha)、北栄町(98ha)、湯梨浜町(47ha)、琴浦町(207ha)

「西部地区」 米子市(200ha)、大山町(424ha)、伯耆町(143ha)

【参考】

松くい虫被害量の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被害材積(m ³)	13,925	17,211	19,481	20,073	13,280

第31回全国豊かな海づくり大会第2回実行委員会について

平成22年5月21日
全国豊かな海づくり推進課

平成22年4月23日(金)に「第31回全国豊かな海づくり大会第2回実行委員会」を開催し、前回先送りとなっていた式典会場を決定しました。

また、基本計画についても、提案どおり承認されました。

1 式典会場について

とりぎん文化会館で開催

- ・多くの方が参加できる。
 - ・厳粛な式典を行うのにふさわしく、充実した設備がある。
- ※ その他検討した候補地（鳥取港西浜地区・県民体育館）

2 基本計画について

基本計画……別添1のとおり

- ・白うさぎ大使による新たな国造り運動を展開……別添2のとおり
- ・1年前プレイベントを鳥取市と境港市で開催

3 テーマ、キャラクターデザイン及び愛称の最優秀受賞者について

実行委員会に報告するとともに、平成22年4月24日(土)に賀露かっこ館において、最優秀受賞者の表彰式を行いました。

(1) テーマ 「つくろうよ みんなが笑顔に なれる海」
鳥取市 ^{うえじま ゆう} 植嶋 悠 さん

(2) キャラクターデザイン
新潟県 ^{かない ひろし} 上越市 金津 博 さん



(3) キャラクターの愛称について

「ととリン」

鳥取市 ^{たかだ かなえ} 高田 叶絵 さん

魚(とと)と海(マリン)を組み合わせ、鳥取をイメージしたもの。

太平洋クロマグロ資源の管理について

平成22年5月21日
水産課

1 農林水産省「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」(H22/5/11)

(1) 我が国は太平洋クロマグロの最大の漁業国かつ消費国であり、その持続的利用に大きな責務があることから、農林水産省は、平成22年5月11日に「太平洋クロマグロの管理強化についての対応」として、未成魚の漁獲を抑制・削減し、大きく育ててから漁獲することによる資源管理の推進など、その基本的な方向性を公表。

背景：太平洋クロマグロは ①全漁獲量の7割が日本によるもの
②日本国周辺水域内(沖縄周辺、日本海)に産卵場が存在
③韓国やメキシコによる漁獲もその多くが日本に輸出

※ 太平洋クロマグロには、日本海のクロマグロも含まれる。

(2) 想定される資源管理方策

この中では、平成22年度中に太平洋クロマグロの資源回復計画を策定し、平成23年度から実施するほか、この計画の実施を促進するための漁業所得補償制度等の支援措置の導入の検討などが盛り込まれている。

【想定されている管理措置の内容】

区分	内容
沖合漁業	大中型まき網漁業を対象に 休漁、漁獲サイズの制限、個別漁獲割当等、漁業実態に応じた適切な管理措置を導入
沿岸漁業	曳き網等の自由漁業を対象に届け出制への移行、漁獲成績報告を義務化。 ※本県での沿岸漁業でのマグロの漁獲はわずか。(定置網など)

2 本県漁業への影響と今後の対応

(1) 本県漁業への影響

境港では、6～8月に大中型まき網漁業が山陰沖の日本海でクロマグロを漁獲し、近年では平成20年に過去最大の30億円の水揚げ(属地)をあげるなど、地域の基幹漁業となっており、急激な管理措置の導入は地域経済に大きな影響を及ぼすおそれ。

特に、想定されている休漁期が産卵時期の6～8月であり、山陰沖での漁獲が否定されかねない状況

※ 境港に入港するマグロ船団は9船団、うち3船団が鳥取県所属。

※ 近年の境港のマグロの水揚げ金額の最高は30億円、2,228トン(H20)

※ 地元の声(水産会社担当部長)

資源管理に取り組む姿勢は地元として必要。

その取り組みも併せて産地としてPRしなければならない。

産卵期(6～8月)の保護をどう進めるかが問題。

(2) 今後の対応

○国で策定されるクロマグロ資源回復計画が、山陰沖でのクロマグロ漁業の持続的生産と両立し、科学的根拠に基づいた、真に効果のあるものとなるよう注視。

○平成22年度から日本海のクロマグロの水産資源調査は、(独)水産総合研究センターを中心に鳥取県水産試験場などの関係県が共同で実施中。

○日本海での漁獲が日本周辺のクロマグロ資源に及ぼす影響を科学的に判断した上での資源管理の実施が必要。

○5月13日に知事、農林水産部長が国への要望を実施。

《国への要望》「太平洋クロマグロの資源回復に向けた取り組みについて」(H22/5/13)

クロマグロの資源管理措置の導入に当たっては、クロマグロ漁業が持続的なものとなるよう、地域の漁業実態に十分に配慮し、漁業関係者の意見を十分踏まえた上で、科学的な根拠に基づく適切な管理方策を検討されること。

湖山池におけるフナの大量^{へいし}斃死について

平成22年5月21日

水産課・東部総合事務所

1 経緯

- 4月20日 湖山池漁協よりフナが大量に死んでいるとの連絡があり、東部総合事務所、水産課、水産試験場が現地調査を実施
- 5月 1日 フナの斃死が続いており湖山池漁協からの対策要請あり
- 5月 2日 東部総合事務所、水産課、水産試験場、鳥取市、湖山池漁協が死魚回収作業を実施
- 5月 7日 フナの斃死が継続したため、引き続き関係機関による死魚回収作業を実施

【死魚回収状況（鳥取市の神谷清掃工場で焼却処分）】

回収日	回収参加人数	回収量
5月2日	29名	990kg
5月7日	43名	500kg

2 県水産試験場による検査結果

4月20日に採取した検体（3尾）を検査した結果、いずれの検体からも運動性エロモナス症の原因菌（*Aeromonas hydrophila*）を検出（5月5日）

3 フナの斃死原因について

斃死したフナから運動性エロモナス症の原因菌が検出されたこと、フナ以外の魚種がほとんど死んでいないことから、フナは運動性エロモナス症に感染したものと考えられる。

ただし、本感染症については、死亡の主因なのか、他に原因があつて弱つたところに罹病したのかが不明のため、（独）水産総合研究センター養殖研究所（三重県）へ5月10日に検体を送り、細菌及びウイルス感染に関する詳細な検査を依頼

4 今後の対応

当分の間、東部総合事務所による定期パトロール及び湖山池漁協による監視を継続し大量斃死が今後も続くようであれば引き続き関係機関で回収作業を実施

（参考）エロモナス感染症について

池水の状態が不安定になる秋および春先に発生しやすい。池水の酸素不足や水温の急激な変化、絶食などが発病の誘因になる。本症の原因菌は水中や魚の腸内に常在するが、魚の健康状態が悪化した時、病原性の強い菌が腸内で異常増殖し発病するといわれる。

※昨年9月に東郷池でも本感染症によるフナの大量斃死あり。（580kg回収処分）

※（独）水産総合研究センター養殖研究所によると、近年、他県（山口、高知など）からもフナの大量斃死事例の報告があるとのこと。